

○郡山市事業者選定審議会条例

平成30年3月26日

郡山市条例第7号

(設置)

第1条 次に掲げる者の選定に関し競争性、公平性及び透明性を確保するため、市長、上下水道事業管理者又は教育委員会（以下「市長等」という。）の附属機関として、当該選定ごとに郡山市事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する法律（平成11年法律第117号）第8条に規定する民間事業者の候補者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市が高度な技術、専門的な知識等を必要とする業務、財産の処分等を行うに当たり、プロポーザル方式（専門性、技術力、企画力等を総合的に判断した上で、事業者を選定する方法をいう。）により事業者を選定する場合の候補者

2 市長等は、審議会を設置したときは、その旨を告示するものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長等の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 前条第1項各号に掲げる者（以下「候補者」という。）の選定の基準に関すること。
- (2) 候補者の選定に関すること。
- (3) その他候補者の選定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 郡山市職員
- (3) その他市長等が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、候補者の選定が行われたときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己が関与する法人その他の団体が審議の対象となるときは、その審議に参加することができない。
- 5 会議は、公開する。ただし、公開することにより法人その他の団体の利益を侵害し、又は会議の進行に著しい支障が生じることが明らかであると審議会が認めるときは、この限りではない。

(書面審議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は会議を招集する必要がないと認める案件を審議するときは、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

- 2 前項に規定する書面による審議を行ったときは、会長はその後に招集される最初の会議において、審議の結果を報告しなければならない。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議録の作成)

第9条 審議会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名
- (3) 前条の規定により会議に出席した者の氏名
- (4) 議事の概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(秘密保持義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第8条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(郡山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 郡山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略